

第2回智頭町議会定例会会議録

平成30年6月22日

(第3日)

智 頭 町 議 会

第2回智頭町議会定例会会議録

平成30年6月22日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第51号 専決処分について（平成29年度智頭町一般会計補正予算（第11号））
- 第 4. 議案第52号 専決処分について（平成29年度智頭町一般会計補正予算（第12号））
- 第 5. 議案第53号 専決処分について（平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））
- 第 6. 議案第54号 専決処分について（平成29年度智頭町病院事業会計補正予算（第4号））
- 第 7. 議案第55号 専決処分について（智頭町税条例等の一部改正について）
- 第 8. 議案第56号 専決処分について（智頭町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 第 9. 議案第57号 専決処分について（智頭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 第10. 議案第58号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第1号）
- 第11. 議案第59号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12. 議案第60号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13. 議案第61号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14. 議案第62号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15. 議案第63号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 第16. 議案第64号 平成30年度智頭町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第17. 議案第65号 平成30年度智頭町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第18. 議案第66号 財産の無償譲渡について
- 第19. 議案第67号 町道の路線の認定について
- 第20. 議案第68号 物品購入契約の締結について(町民バス)
- 第21. 陳情について
- 第22. 発議第2号 「2025年国際博覧会の誘致に関する決議」の提出について
- 第23. 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第24. 発議第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成31年度政府予算に係る意見書の提出について
- 第25. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に付した事件

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 諸般の報告
- 第3. 議案第51号 専決処分について(平成29年度智頭町一般会計補正予算(第11号))
- 第4. 議案第52号 専決処分について(平成29年度智頭町一般会計補正予算(第12号))
- 第5. 議案第53号 専決処分について(平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号))
- 第6. 議案第54号 専決処分について(平成29年度智頭町病院事業会計補正予算(第4号))
- 第7. 議案第55号 専決処分について(智頭町税条例等の一部改正について)
- 第8. 議案第56号 専決処分について(智頭町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 第9. 議案第57号 専決処分について(智頭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について)

- 第10. 議案第58号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第1号）
- 第11. 議案第59号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12. 議案第60号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13. 議案第61号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14. 議案第62号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15. 議案第63号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16. 議案第64号 平成30年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第17. 議案第65号 平成30年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第18. 議案第66号 財産の無償譲渡について
- 第19. 議案第67号 町道の路線の認定について
- 第20. 議案第68号 物品購入契約の締結について（町民バス）
- 第21. 陳情について
- 第22. 発議第 2号 「2025年国際博覧会の誘致に関する決議」の提出について
- 第23. 発議第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第24. 発議第 4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成31年度政府予算に係る意見書の提出について
- 第25. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に出席した議員（12名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 都 橋 一 仁 | 2番 安 道 泰 治 |
| 3番 國 本 誠 一 | 4番 河 村 仁 志 |
| 5番 大河原 昭 洋 | 6番 高 橋 達 也 |
| 7番 岩 本 富美男 | 8番 中 野 ゆかり |
| 9番 岸 本 眞一郎 | 10番 酒 本 敏 興 |

11番 大藤 克紀

12番 谷口 雅人

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（17名）

町	長	寺谷 誠一郎
副町	長	金児 英夫
教育	長	長石 彰祐
病院事業	管理者	葉狩 一樹
総務	課長	矢部 整
企画	課長	酒本 和昌
税務住民	課長	江口 礼子
教育	課長	國岡 厚志
地域整備	課長	迎山 恵一
山村再生	課長	山本 進
地籍調査	課長	岡田 光弘
福祉	課長	小谷 いず美
会計	課長	國政 昭子
税務住民課	参事兼水道課長	藤森 啓次
総務	課参事	福安 教男
福祉	課参事	山本 洋敬
病院	事務部長	矢部 久美子

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局	長	柴田 睦子
書	記	岡本 康誠

開 会 午後 2時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、岸本眞一郎議員、
10番、酒本敏興議員を指名します。

日程第2． 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第2、諸般の報告を行います。
智頭町議会基本条例に基づき、平成30年5月23日から25日に実施した議
会報告会の報告につきましては、お手元に配付のとおりです。
次に、お手元に配付の議員派遣及び委員派遣の結果報告書が提出されておしま
すので、ご報告いたします。
以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3． 議案第51号

○議長（谷口雅人） 日程第3、議案第51号 専決処分についてを議題としま
す。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4．議案第52号

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第52号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5．議案第53号

○議長（谷口雅人） 日程第5、議案第53号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 賛成多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6．議案第54号

○議長（谷口雅人） 日程第6、議案第54号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7．議案第55号

○議長（谷口雅人） 日程第7、議案第55号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第8．議案第56号

○議長（谷口雅人） 日程第8、議案第56号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第57号

○議長(谷口雅人) 日程第9、議案第57号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第10. 議案第58号

○議長(谷口雅人) 日程第10、議案第58号 平成30年度智頭町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の討論を行います。

1 番、都橋一仁議員。

○1 番（都橋一仁）　　今回、一般質問で行った安楽死、尊厳死、殺人罪とならない治療中止の適応要件として、回復見込みがなく余命 6 カ月くらいの終末期状態、それに加えて本人の希望とあり、その本人の希望の根拠となる患者と医師との会話の文字によるデータ入力も可能とする、すこやか安心ネット構築事業に関して反対討論を行います。

初日、本会議での質問内容は、本年度の内閣府経済財政諮問会議が出した 7 3 ページに及ぶ骨太の方針に書かれており、ポケットカルテについて以下の 2 点が記載されています。

1、人口減少の中にあって少ない人出で、効率的に医療、介護、福祉サービスが提供できるよう A I の実装に向けた取り組みの推進、ケアの内容等のデータを収集・分析を行う。

2、医師や看護師、薬剤師が投薬歴等を閲覧できる仕組みの構築や、多剤投与の適正化を引き続き推進すると明記されております。

骨太の方針をもとにつくられた、総務省の平成 3 0 年度予算 I O T サービス創出支援事業実施概要の対象分野として、医療、福祉の双方を一体化させた内容が記載されており、介護、福祉のみの利用では本年度の申請 1 3 5 件の中から採択された 1 7 件の概要と比べ中身が不明確で、福祉課も事業内容を把握しておらず、どのような事業となるのか全体の詳細を把握できません。

医療、薬剤分野も絡めた独自性、独創性のある複合的なプランである可能性を秘めており、執行部として総務省から採択となることに自信はあるのかもしれませんが、現時点では詳細がわからず、2 年連続で不採択となることも想定され、議会の一員としてこの議案を承認できる確信を、現時点では残念ながら得られておりません。

また、執行部を盲従し、昨年と同様の結末となった場合、忙しい担当課をさらに忙しくし、本来業務である町民への支援、助言などのサービス提供が手薄になることも危惧しております。

そこで、提案したいのが冒頭で申し上げたような医療分野への活用で、言った・言わないという水かけ論的トラブル発生の予防により、医師の労務、心労軽減をさせたり、薬剤分野の活用では、継続投与が必要な薬剤の投薬中止に対する、A I を利用した警告システム構築の礎となり、医療トラブルを未然に防ぎ、管理

の簡素化を可能とします。そのような全ての人を幸せにすることを目的とする、IOT、AIなどを活用した医療システム構築のきっかけは、小さなレファレンス地域での実績が必要です。

この智頭町で、そのような仕組みを構築することができれば、高度プロフェッショナル制度の犠牲者であり、長時間勤務の過酷な労働環境に耐え続け、日本の医療を必死に守り続ける、法律に縛られた医療従事者の労務、過労死、ストレスを削減させ、患者とのコミュニケーションに軸足を置くことが可能となり、患者の満足度向上、ひいては町民から信頼を得られるようになります。

また、労働環境の改善は、職員の離職防止となり、健全な病院運営へとつながります。そのため、申し上げた内容を包含し、関係箇所との連携を十分にとったプランへ改善していただきたく、そして千葉大学のような誤診を回避し、医療が人を殺さないプランに変更していただきたく、また、医療従事者の過労死、自死を招く現在の医療システムを改善し、医療従事者が医療システムにより殺されないようなプランにしていただきたく、智頭町発信で日本、そして世界じゅうの患者、医療従事者に利益提供を行っていただきたい、その思いであります。

最後に、どのような結果となっても将来的には、このようなビジョンで世の中はある程度のスピードで変化していくと思われ、そのビジョンを議会と執行部が共有できればとの思いから、反対の立場で討論させていただきました。

○議長（谷口雅人） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

6番、高橋達也議員。

○6番（高橋達也） 私は、議案第58号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第1号）に、賛成の立場から討論を行います。

反対意見が出る理由の1つは、やはり執行部の説明内容がわかりにくいということも原因だとは思いますが。

ただ、この事業は、情報通信技術を活用して地域課題の解決につながる、生活に身近な分野のモデルの普及展開を図るため、国が全額負担して地方自治体からの提案を公募するものでございます。

これに本町が告知端末を利用して、医療や福祉の分野での活動を実証しようとするのが計画されております。いわば、本町が先駆的に取り組んでおります、日本1/0事業の全国自治体版というものではなかろうかと、私は認識しております。

国の公募に、本町が昨年に続いて2回目の挑戦をするもので、採択されるかどうかは未定ではありますが、せつかく国が全額を負担してまで、いい案をつくって、それがモデルとなって普及展開をしてほしいという事業でございますので、応募して取り組もうとすることを否定するものではありません。

以上のとおり、賛成討論をいたします。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第59号

○議長（谷口雅人） 日程第11、議案第59号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第60号

○議長（谷口雅人） 日程第12、議案第60号 平成30年度智頭町簡易水道

事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13．議案第61号

○議長（谷口雅人） 日程第13、議案第61号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14．議案第62号

○議長（谷口雅人） 日程第14、議案第62号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第63号

○議長(谷口雅人) 日程第15、議案第63号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第64号

○議長(谷口雅人) 日程第16、議案第64号 平成30年度智頭町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第65号

○議長(谷口雅人) 日程第17、議案第65号 平成30年度智頭町病院事業
会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第66号

○議長(谷口雅人) 日程第18、議案第66号 財産の無償譲渡についてを議
題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の討論を許します。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番(岸本眞一郎) 私は、議案第66号 財産の無償譲渡について、反対の
立場で討論します。

この議案では、無償譲渡の目的として、一般社団法人女性と子どものサポート
センターいのちねが、産前産後ケア事業を行うことで育みの郷構想をさらに前進

するためとしているが、事業を推進する方策は幾らでもあります。

一般論的には、補助金が普通であります。これは、事業の受託者が目的に沿って事業を進捗していることを確認しながら、補助金を支出することができますし、目的を外れた場合には返還をさせることができるからであります。

一方、財産の無償譲渡では、譲渡後に目的外に使われたとしても、返還を命ずることは難しいが、第3の方法として無償貸与であれば、これができます。

そもそも、育みの郷構想の目的は、智頭町の森に囲まれた環境で、出産の喜び、子育てのすばらしさを感じることができる、受け皿体制を整備することとしている。既に行政としては、出産や育児で悩み、課題を抱える母子を支えるワンストップ拠点、子育て世代包括支援センター事業を行い、なおかつ、法人いのちねの女性と子どものサポートセンター事業に補助金を支出していますし、実施場所も提供している。

今回の譲渡財産は、幸せなお産ができる産科医院を誘致することを目的に、議会の同意を得て購入したが、産科医師の確保ができなかったため、29年度に地方創生資金約3,500万円を計上したが、執行できず減額した。さらに、30年度当初予算約2,500万円の施設改修備品費を、時期尚早として議会が減額修正した経緯がある。

今後も、産科医師の確保のめどは立っていない。その要因の1つに、目標としている町内出産数、年6人では、産科医院としての経営が成り立たないと推測される。現状では、産科医院を除く部分では、育みの郷構想は推進できていると考えられる。

また、仮に譲渡したとしても、財産が目的に沿って有効に活用される裏づけとなる事業計画、多額な資金が必要と予想される資金計画が、質問しても示されない事態では、議員として町民の財産である町有財産を無償で譲渡することは、到底町民の理解を得られるものではない。

以上の観点から、私はこの議案に時期尚早と判断し、反対するものである。

以上で、討論を終わります。

○議長（谷口雅人） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

10番、酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 議案第66号 財産の無償譲渡に対する、私の賛成討論を行います。

育みの郷構想は、出産前から子育てまでをサポートする受託事業として、一般社団法人女性と子どものサポートセンターいのちねが、産前産後ケアを目的に、さらに推進することを本旨とするものである。

智頭町の定住地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例や、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の目的と趣旨は、若者の定住を促進し、過疎化の防止と町の活性化を図るために必要な事項を定めています。

いのちね事業は、その核となるものであり、産前産後ケアの整備を図ることで、本町における子育て支援の拡充が期待される。

古民家を無償提供し、いのちねの自由度の高い事業展開が期待される、この議案第66号 財産の無償譲渡に深く賛成の意を表し、賛成討論いたします。

○議長（谷口雅人） 次に、原案に反対者の討論を許します。

8番、中野ゆかり議員。

○8番（中野ゆかり） 私は、議案第66号 財産の無償譲渡についてに対し、反対の立場で討論いたします。

これまで、普通財産を無償譲渡した事例としては、平成24年に若者定住策として町有地無償譲渡をしました。その際、無償譲渡する対象者は、町民はもとより、町外の人に対しても公平に条件を提示し、公募をかけています。

しかしながら、このたびの議案第66号では、一営利企業である一般社団法人女性と子どものサポートセンターいのちねに限定し、無償譲渡するという内容です。

若者定住策と育みの郷構想の推進とでは、目的が違うため対象者が異なるのは理解しております。しかしながら、非営利である若者定住の無償譲渡の際には、町内外から公募した上で無償譲渡し、公平・公正な過程を踏みましたが、このたびの案件では、一営利企業である一般社団法人いのちねさんに限定して、土地及び建物を無償譲渡するのは、公平性からして疑問がわきます。

私は、今回の物件である普通財産を、無償譲渡すること自体に反対しているわけではありません。無償譲渡する過程において、町内外に公募し、公平・公正な課程を踏むべきではないかと思っております。

また、無償譲渡する際には、お互いに契約書を交わすと思いますが、数十年という年月がたつと、役場の担当者が変わったり、いのちねさん側も人の変化があると想像します。契約書の紛失もないとは限りません。譲渡しようとしている土

地建物は、まちの普通財産ですから、町民の方にもこの普通財産に関して無償譲渡の内容がわかるよう、きちんと条例化することも必要と思います。ちなみに、若者定住策として町有地無償譲渡をした際には、智頭町定住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例を設置しています。

ということで、私は、無償譲渡する過程において納得ができませんので、議案第66号に対し反対いたします。

○議長（谷口雅人） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

6番、高橋達也議員。

○6番（高橋達也） 私は、議案第66号 財産の無償譲渡について、賛成の立場から討論を行います。

複数の反対討論者が出る背景には、やはり執行部の説明内容がわかりにくいこと、もう一つは上から目線的に説明する姿勢が出るのも、1つの要因だと思っております。

それはさておき、無償譲渡ということが目立っての反対が出ておりますけれども、そもそも本件事業は、地方創生の総合戦略の取り組みの重点施策の12項目のトップに位置づけられておまして、議会としても了解をして推進してきた経過があります。30年度当初予算では、一部減額修正を時期尚早ということでやりましたが、事業そのものまで否定したものではありません。

事業展開を行う相手方、すなわちいのちねさんの思いもあって、この古民家が選定され、紆余曲折を経て今回の無償譲渡の議案が提案されておるわけですが、決してその無償譲渡するからといって、変な方向には行かず、無償譲渡契約の中で目的どおりに使用できなくなった際には、町に返すんだという項目を入れることによって担保されるわけでありまして、そういうことをしておく、一旦振り出しに戻ります。

それから、先ほどの反対討論の中で、年月がたてば担当職員が異動したり、契約書の紛失の恐れもあるという意見もありましたが、智頭町の職員さんは優秀でございますので、担当職員が幾ら変わっても、ましてや契約書を紛失するなどということはあり得ないと、私は思っております。

まずは、このお手並み拝見という姿勢で、議会としてはよく入り口論から反対では一歩も前に進みません。今後の推移を注視して、議会としてまた判断すべきときがあれば、またそのときに判断すればよいと考えます。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（谷口雅人） 次に、原案に反対者の討論を許します。

1番、都橋一仁議員。

○1番（都橋一仁） 私は、議案第66号 財産の無償譲渡について、反対の立場で討論させていただきます。

いのちねの産前産後ケア、子育ての過酷さから乳がんを患った自身の家族のことを考えれば、1日でも早く進めてもらいたい案件で、3月議会以降、いのちねにかかわる町長の思いを改めて聞いて、当初予算の議決前に聞きたかった、そのような思いが私自身の中にあります。

しかし、自身の体験が私の中にあるがため、中途半端な形で前に進めるのに危険性を少なからず感じてしまいます。そして、3月当初予算では、事業が滞っている中で支援が豊富過ぎるとの判断でしたが、今回は他団体からの支援があるとはいえ、かなりの修繕が必要な建物を、町からの金銭的な支援も一切なしに譲渡することに、いささか心細さを感じざるを得ず、事業の自立を促す意味合いは理解できても、縁もゆかりもない智頭に来られた3人の女性の現実を考えると、もう少し何らかの支援が必要ではないかと感じます。

また、恥ずかしながら、本人たちからこの事業への熱い思いを全く聞かずして、議決を行ってしまうことに一抹の不安を覚えます。

そこで、もう一度再考していただく中で本人たちからお話をお聞きし、3度目の正直で何とかこの事業を前に進めていただきたく、反対討論としてふさわしいかどうか定かではありませんが、この議案での事業の船出は余りにも厳し過ぎると感じるため、反対の立場で討論させていただきました。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 8名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 67 号

○議長（谷口雅人） 日程第 19、議案第 67 号 町道の路線の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11 名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第 20. 議案第 68 号

○議長（谷口雅人） 日程第 20、議案第 68 号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11 名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 21. 陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第 21、陳情についてを議題とします。

6月15日の会議において、所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務常任委員長に審査結果の報告を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

6月15日の本会議において付託を受けた陳情について、6月19日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第1号「富沢地区コミュニティセンター建設に係る要望書」は「採択」と決定しました。

陳情第2号「「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望」は「採択」と決定しました。

陳情第5号「地方財政の充実・強化を求める陳情」は「採択」と決定しました。

陳情第7号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情書」は「採択」と決定しました。

陳情第9号「智頭町総合センタートイレの改修に関する要望書」は「採択」と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

委員長の報告は、陳情第1号「富沢地区コミュニティセンター建設に係る要望書」は「採択」、陳情第2号「「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本

計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望」は「採択」、陳情第5号「地方財政の充実・強化を求める陳情」は「採択」、陳情第7号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情書」は「採択」、陳情第9号「智頭町総合センタートイレの改修に関する要望書」は「採択」です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長の報告を求めます。

4番、河村仁志議員。

○4番(河村仁志) 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

6月15日に本会議において付託を受けた陳情について、6月20日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第4号「横瀬川(千代川支流)護岸整備に係る陳情書」は「趣旨採択」と決定しました。

陳情第6号「陳情書 道路改良について」は「採択」と決定しました。

陳情第8号「陳情書 治山についてのお願ひ」は「採択」と決定しました。

なお、陳情第3号「中原部落地内の土木・公共施設等の改善について(協議)」は、調査・検討が必要なため、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長(谷口雅人) 委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

委員長の報告は、陳情第4号「横瀬川（千代川支流）護岸整備に係る陳情書」は「趣旨採択」、陳情第6号「陳情書 道路改良について」は「採択」、陳情第8号「陳情書 治山についてのお願い」は「採択」です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議会運営委員長に審査結果の報告を求めます。

6番、高橋達也議員。

○6番（高橋達也） 議会運営委員会における陳情についての審査結果を報告いたします。

6月15日に本会議において付託を受けた陳情について、6月18日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第10号「地酒乾杯条例の制定に関する要望書」は「採択」と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

委員長の報告は、陳情第10号「地酒乾杯条例の制定に関する要望書」は「採択」です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり決定しました。

日程第22. 発議第2号

○議長(谷口雅人) 日程第22、発議第2号 「2025年国際博覧会の誘致に関する決議」の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番(酒本敏興) 発議第2号 「2025年国際博覧会の誘致に係る決議」の提出について。

決議書を朗読し、説明とさせていただきます。

「2025年国際博覧会の誘致に関する決議」

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を、大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、鳥取県における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、本県を訪れる外国人観光客の増加による経済波及効果が大きく期待できる。

よって、智頭町議会としても、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内の機運醸成など、2025年日本万国博覧会誘致委員会の誘致活動を支援し、協力する。

以上、決議する。

平成30年6月22日、鳥取県智頭町議会。

以上で、説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終わります。

これから、発議第2号 「2025年国際博覧会の誘致に関する決議」の提出
についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23．発議第3号

○議長（谷口雅人） 日程第23、発議第3号 地方財政の充実・強化を求める
意見書の提出についてを議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略し
たいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、これから、発議第3号 地方財政の充実・

強化を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 発議第4号

○議長(谷口雅人) 日程第24、発議第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成31年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成31年度政府予算に係る意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(谷口雅人) 日程第25、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後 3時19分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成30年6月22日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 岸 本 眞 一 郎

智頭町議会議員 酒 本 敏 興